

公共和第 472 号  
令和 元年 12月4日

各所属所長 様

公立学校共済組合和歌山支部長  
( 公 印 省 略 )

会計年度任用職員制度等の導入に伴う共済組合制度の適用関係  
について (通知)

このことについて、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法 (以下「地公法」という。) の改正により、「会計年度任用職員制度等」が創設されることに伴い、下記職員についての取扱いが示されましたので、通知します。

なお、この取扱いは、地公法の改正に伴うものであり、規定しない職員については従前どおりであることを申し添えます。

#### 記

##### 1 臨時的任用職員

臨時的任用職員は、改正後の地公法の施行日以後「常時勤務を要する職」に就く職員と位置づけられる。したがって、地方公務員等共済組合法 (以下「地共法」という。) 第2条第1項第1号に規定する「職員」になることから、任用日から同法が適用され、施行日以降公立学校共済の組合員資格を取得する。

##### 2 会計年度任用職員 (フルタイム)

会計年度任用職員のうち下記の要件に該当する者は、当該要件に該当するに至った日以降、地共法が適用され、公立学校共済組合の組合員資格を取得する。

任用が事実上継続していると認められる場合において、常時勤務することを要する地方公務員と同様の勤務時間以上勤務した日が 18 日以上ある月が、引き続いて 12 月に至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要するとされているもの。

##### 3 任期付採用職員

地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号による任期を定めた採用については、従前のとおり採用日から公立学校共済の組合員資格を取得する。

##### 4 施行日

令和 2 年 4 月 1 日

年金班 松並  
073-441-3711